



全教北九州

「新聞 全教北九州」

全教北九州市教職員組合

発行責任者 中川喜久子

2019、2月号

ホームページ:検索 全教北九州

この新聞はすべての教職員に配布しています

子どもたちの育ちに「臨時」という言葉はありません！
 ～すべての子どもの成長・発達を保障し、
 すべての教職員に人間らしい労働と生活を！～

「臨時・非常勤頼み」の

教育政策の抜本的転換を！

教員の数は、いわゆる「定数

法」によって最低基準が決められています。その基準に基づいて各自治体が決定することになっていきます。そして、その人数分の三分の一に対し、給与の国庫補助が行われています。

ところが自治体によっては、「定数法」の基準以下の教員数しか正式採用されておらず、不足分を「定数内講師」でまかなっているのが実態です。

今の教育現場では、臨時教職員の先生方がいなければ、一日たりとも教育が成り立ちません。学校では、子どもと向き合っていていい指導が困難になるなど、条件が悪化しています。また、臨時の先生たちは身分が不安定ななかでも、献身的に働いています。全日本教職員組合（全教）・全教北九州は、これまで臨時教職員の多用をやめ待遇を改善するとともに、正規教職員を増やすための施策の

変更を国や北九州市に要求してきました。

北九州で

「臨時教職員の集い」を開催。

1月26日・27日、北九州において全教主催で「中国四国九州ブロック臨時教職員問題学習交流集会」を開催しました。

はじめに、

「『教育に臨時はない！』を圧倒的な合意に」をテーマに、前全教副委員長の今谷賢二さんの講演を行いました。



員問題とは、

「臨時教職員という仕組み（制度）が教育と労働に与えている影響」のことですが、今や臨時教職員の存在なくして、日本の教育は一日も動きません。にもかかわらず人数等の実態の確定的資料は存在せず、全教の調査では、都道府県で非正規率12.9%、政令市

で14.4%となっている現状の報告がありました。また、臨時教職員の任用の根拠になる法令、なぜ臨時教職員が増加しているのか、地方公務員法の改正で改善していけること、また潜む危険性、学校現場で想定される変化などが語られました。参加者からは「教育に臨時はない」という思いを共有し、子どもたちのためにも全教職員でこの問題を改善していく必要があるという意見がありました。このことを受け、参加者で「地元に戻り待遇の改善や正規教員を増やす運動に取り組むこと」を再確認しました。このあと、「消しゴムはんこ講座」夜は「懇親会」と充実した一日目でした。二日目は臨時教職員の待遇改善問題など分科会で交流するなど有意義な集会となりました。

学習会のお誘い

テーマ

「1年単位の変形労働時間制

って何？

講師 米田雅幸さん（全教副委員長）

日時 2月16日（土曜日）

場所 ウェル戸畑会議室

「勤務時間に係る労働条件変更について」の緊急の申し入れを行う！

「働き方改革」関連法の成立を受けて、政府は2月1日に人事院規則の「改正」によって国家公務員の勤務時間の条例の上限を定めました。また、総務省は、地方自治体に対し、人事院規則「改正」に準じて「国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じるとともに、平成31年度4月から適用すべく条例の改正等」を行うよう求めました。

そのような動きを受け、文部科学省は1月25日に自治体教育長に対し「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定（通知）」を発出し、教育職員の「超過勤務命令の上限の設定等に係る各地方自治体の勤務時間条例や人事委員会規則等との関係について所要の措置を講じるよう」指示してきました。

国家公務員の「超過勤務の上限時間」を教育職員に当てはめることは、給特法の趣旨と矛盾するものであり断じて認めるわけにはいきません。また、学校事務

職員・栄養職員・校務員の皆さんの長時間過密労働の容認し、生活や健康を破壊することにもつながるこの通知を容認できません。

全教北九州は、この動向を受け、緊急に市教委に対し、下記の要求をもとにした交渉を申し入れました。

【申入れ事項】

- 1、「原則として時間外勤務を命じない」とした給特法の原則に照らして、教育職員については勤務時間条例等の上限規定を適用除外とすること。
- 2、「限定4項目」について「臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時に限る」とされており、勤務時間条例等で上限が定められたとしても、給特法の規定を厳格に守ること。
- 3、勤務時間にかかわる労働条件の変更については交渉事項であり、議会提出前に組合との交渉を行うこと。

全教北九州女性部

「セクハラ・パワハラアンケート」結果報告より

全教北九州では、働きやすい職場を目指して、8年前より隔年で「ハラスメントアンケート」を実施し、深刻な事象に対しては解決に向けて、その当事者を含めた話し合いや市教委に対して通告を行ってきました。社会的にも「ハラスメントは許さない」という意識も高まり、この北九州でも減少傾向です。しかし、近年の特徴として「同僚から受けるセクハラ」が多くを占めるようになっていくことが分かりました。

受けたセクハラの内容（多かった事象）

- 結婚・妊娠・出産に関することを話題にされたり、非難されたりした。
- 必要以上に接近されたり、わざと身体に触られたりした。
- おばさん、女の子（坊ちゃん）などの言葉で呼ばれた。
- 卑猥な内容の話を聞かされたり、卑猥な行動を見せられたりした。
- 容姿、年齢、私生活などを話題にされた。

「ハラスメント」を受けても、見ても、すぐ相談を！

アンケートでの「だれに相談したか」の項目では、校長、ハラスメント相談員、同僚が多数でした。また、臨時教職員の場合、立場が弱く相談を躊躇する、という意見もありました。働きやすい職場にするために、受けても、見てもためらわず、すぐに管理職、同僚などに相談しましょう。また、深刻な場合や職場では解決できそうにない事象は、全教北九州も力になります。是非相談を。「時短ハラスメント」も問題になっています。働き方改革、勤務時間の上限規制などがこれから職場でも具体化されます。その時に、働き方（仕事の仕方）に対する締め付け、統制が当然行われるようになります。その摩擦から起こるハラスメントや不満の増加も危惧します。

最後に、女性部アンケートへの協力ありがとうございました。

教職員の仕事とくらしに安心を！

全教共済春募集がはじまります。利益を目的としないので、安い掛け金で充実の補償の共済です。

是非検討してみてください。

共済の種類

- ①総合共済
 - ②生命共済
 - ③医療共済
 - ④障害共済
 - ⑤年金共済
 - ⑥火災共済
 - ⑦自動車保険
- 詳しくは、配布中のパンフレットをご覧ください

